

「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人宮城県共同募金会

1 趣 旨

令和元年台風19号に伴う災害により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じることから宮城県全域14市20町1村にも災害救助法が適用されました。宮城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

3 受付期間

令和元年10月18日（金）から令和3年3月31日（水）まで

4 義援金受入口座

（1）銀行振込

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
七十七銀行	県庁支店 (206)	普通預金 5012230	宮城県共同募金会 令和元年台風第19号災害 義援金 会長 本木 隆 (ミヤギケンキョウトウホケンカイ レイカゴソネタイワダ イジ ユウキ ユウコウサカガ イエンキン カイヨウ モトキ タシ)

※ 同行本支店の窓口からの振込手数料は無料となります

（2）現金書留による受入れ

封筒の表に「救助用郵便」と明記することで、郵便料金が無料となります。

料金免除期間は令和元年10月31日から令和3年3月31日までです。

送付先：〒984-0051

宮城県仙台市若林区新寺1丁目4-28

社会福祉法人宮城県共同募金会 宛

5 義援金の配分

宮城県共同募金会でお預かりした義援金は、宮城県へ拠出し、宮城県が設置する義援金配分委員会（宮城県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会等で構成）で決定される災害義援金配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

6 税制上の取扱い

この義援金は、税制上優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受けとる振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当。
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

7 領収書の発行

個人で振り込みをされる方は、受領証が税制優遇措置を受ける証明となります。共同募金会または市町村共同募金委員会を通じて本会に送金される義援金のうち、領収書を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ本会へ送付してください。

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和元年10月18日施行です。
- (3) この要綱は、令和元年10月31日から施行する。
- (4) この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

お問い合わせ先 〒984-0051

宮城県仙台市若林区新寺1丁目4-28

社会福祉法人宮城県共同募金会

TEL 022-292-5001 / fax 022-292-5002